

○国民健康保険税 税率・税額等

		平成27年度	平成28年度
医療給付費分	所得割	前年中の基準総所得金額×6.76%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×28.00%	
	均等割	加入者1人につき25,000円	
	平等割	1世帯につき20,800円	
	課税限度額	520,000円	
後期高齢者支援金分	所得割	前年中の基準総所得金額×2.36%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×10.20%	
	均等割	加入者1人につき8,600円	
	平等割	1世帯につき7,000円	
	課税限度額	170,000円	
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	前年中の基準総所得金額×2.80%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×14.00%	
	均等割	加入者1人につき11,600円	
	平等割	1世帯につき5,500円	
	課税限度額	160,000円	

国保税の賦課限度額を改正

納期内納付と医療費節減へのご協力を

地方税法の改正に伴い、平成28年度は、左表のとおり国民健康保険税の賦課限度額を引き上げを行います。

その他の税率・税額については、被保険者1人あたりの平均税額が県内で高位になっていることから、昨年度に引き続き据え置くことにしました。

しかし、今後も高齢化や医療技術の高度化による医療費増大が予想される中、持続可能な国保の財政運営のために、財源が不足した場合、どうまかなっていくのかが大きな課題になっていきます。

被保険者の皆さまには、国

国民健康保険税を納期限内に納付していただきますとともに、ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費節減へのご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の納期限

納期	納期限	納期	納期限
1期	平成28年6月30日	5期	平成28年10月31日
2期	平成28年8月1日	6期	平成28年11月30日
3期	平成28年8月31日	7期	平成28年12月26日
4期	平成28年9月30日	8期	平成29年1月31日

※納期限内の納付書に限り、コンビニエンスストア・クレジットカードでの納付が可能です。

特別な事情により生活が困難な場合 ～申請により軽減されます～

下記の理由により減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

- 死亡、長期疾病などにより生活が困難と認められる場合
- 失業、退職などにより、所得が著しく減少する場合
- 高齢者、障がい者、就労が困難な者で構成されている世帯で、一定所得以下の場合
- 火災や災害などにより被害を受けた場合
- 世帯主、または、被保険者が収監された場合

国民健康保険税の軽減について

前年中の所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。そのためには所得がない方も所得申告をしておく必要があります。

28年度は5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が下表のとおり引上げになりました。

軽減の割合	世帯の判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円+26.5万円 (被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割	33万円+48万円 (被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208